

4

北方対策本部について

組織の概要

北方対策本部は、平成13年1月の中央省庁再編で、内閣府に特別の機関として設置された。北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）に関わる諸問題の解決の促進を行うために関係各省の施策の統一を行うとともに、外交交渉を支える国民世論の結集と高揚を図るための広報・啓発の充実や返還要求運動の支援、北方四島との交流事業等、北方領土問題解決に向けた諸施策を推進している。

構成メンバー

- ・ 本部長 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）
- ・ 副本部長 内閣府審議官
- ・ 本部 審議官、参事官、調査官ほか本部職員

北方領土問題の解決に向けた推進体制

